

京都市宇多野ユースホステル条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第86号）（産業観光局観光MICE推進室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市宇多野ユースホステルの利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため、次のとおり利用料金の上限額を改正することとしました。

1 宿泊施設及びテニスコートの利用料金の上限額の改定

区 分		単 位	利 用 料 金	
			改 正 前	改 正 後
定員が2人の部屋	19歳未満の者	1人につき1泊	円 3,600	円 <u>3,660</u>
	19歳以上の者		4,110	<u>4,190</u>
定員が3人、4人 又は6人の部屋	19歳未満の者		2,880	<u>2,930</u>
	19歳以上の者		3,390	<u>3,450</u>
テニスコート		1面につき1時間	1,330	<u>1,360</u>

2 定員に満たずに部屋を貸し切る場合の宿泊施設の利用料金の上限額を、1により計算した額に、次の額を加算するよう改定

区 分	加 算 額	
	改 正 前	改 正 後
定員が2人の部屋	4,110円に定員に満たない者の数を乗じて得た額	<u>4,190</u> 円に定員に満たない者の数を乗じて得た額
定員が3人、4人又は6人の部屋	3,390円に定員に満たない者の数を乗じて得た額	<u>3,450</u> 円に定員に満たない者の数を乗じて得た額

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市宇多野ユースホステル条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第86号

京都市宇多野ユースホステル条例の一部を改正する条例

京都市宇多野ユースホステル条例の一部を次のように改正する。

別表第2宿泊施設の項中「3,600」を「3,660」に、「4,110」を「4,190」に、「2,880」を「2,930」に、「3,390」を「3,450」に改め、同表テニスコートの項中「1,330」を「1,360」に改め、同表備考中「4,110円」を「4,190円」に、「3,390円」を「3,450円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市宇多野ユースホステル条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市宇多野ユースホステルの利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(産業観光局観光MICE推進室)